

作成すべき計画と施設・事業等一覧

施設・事業及び根拠法令	収容人員	作成すべき計画	提出先
<b>【児童福祉法第7条第1項】</b>			
助産施設、保育所、幼保連携型認定こども園、児童養護施設、児童発達支援センター、児童心理治療施設、児童自立支援施設、児童家庭支援センター	30人以上	消防計画 (消防法第8条第1項)	消防長
乳児院、障害児入所施設	10人以上		
助産施設、保育所、幼保連携型認定こども園、児童養護施設、児童発達支援センター、児童心理治療施設、児童自立支援施設、児童家庭支援センター	30人未満	応急計画 (大規模地震特措法第7条) 対策計画 (南海トラフ特措法第7条)	知事 (福祉指導課)
乳児院、障害児入所施設	10人未満		
母子生活支援施設、児童厚生施設	全て		
<b>【身体障害者福祉法第5条第1項】</b>			
身体障害者福祉センター	30人以上	消防計画 (消防法第8条第1項)	消防長
身体障害者福祉センター	30人未満	応急計画 (大規模地震特措法第7条) 対策計画 (南海トラフ特措法第7条)	知事 (福祉指導課)
補装具製作施設、盲導犬訓練施設、視聴覚障害者情報提供施設	全て		
<b>【生活保護法第38条第1項】</b>			
更生施設	30人以上	消防計画 (消防法第8条第1項)	消防長
救護施設	10人以上		
更生施設	30人未満	応急計画 (大規模地震特措法第7条) 対策計画 (南海トラフ特措法第7条)	知事 (福祉指導課)
救護施設	10人未満		
医療保護施設、授産施設、宿泊提供施設	全て		
<b>【売春防止法第36条】</b>			
婦人保護施設	全て	応急計画 (大規模地震特措法第7条) 対策計画 (南海トラフ特措法第7条)	知事 (福祉指導課)
<b>【老人福祉法第5条の3・第29条】</b>			
老人デイサービスセンター、軽費老人ホーム、老人福祉センター、老人介護支援センター、有料老人ホーム(主として要介護状態にある者を入居させるものを除く)	30人以上	消防計画 (消防法第8条第1項)	消防長
老人短期入所施設、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、有料老人ホーム(主として要介護状態にある者を入居させるもの)	10人以上		
老人デイサービスセンター、軽費老人ホーム、老人福祉センター、老人介護支援センター、有料老人ホーム(主として要介護状態にある者を入居させるものを除く)	30人未満	応急計画 (大規模地震特措法第7条) 対策計画 (南海トラフ特措法第7条)	知事 (福祉指導課)
老人短期入所施設、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、有料老人ホーム(主として要介護状態にある者を入居させるもの)	10人未満		
<b>【介護保険法第8条第28項、第29項】</b>			
介護老人保健施設	10人以上	消防計画 (消防法第8条第1項)	消防長
介護老人保健施設	10人未満	応急計画 (大規模地震特措法第7条) 対策計画 (南海トラフ特措法第7条)	知事 (福祉指導課)
介護医療院	30人以上	消防計画 (消防法第8条第1項)	消防長
介護医療院	30人未満	応急計画 (大規模地震特措法第7条) 対策計画 (南海トラフ特措法第7条)	知事 (福祉指導課)
<b>【障害者総合支援法第5条第1項・第11項・第27項・第28項】</b>			
障害福祉サービス事業(生活介護、自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援を行う事業に限る。)を行う施設、障害者支援施設(障害の程度が重い者を入所させるものを除く。)、地域活動支援センター、福祉ホーム	30人以上	消防計画 (消防法第8条第1項)	消防長
障害者支援施設(障害の程度が重い者を入所させるもの)	10人以上		
障害福祉サービス事業(生活介護、自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援を行う事業に限る。)を行う施設、障害者支援施設(障害の程度が重い者を入所させるものを除く。)、地域活動支援センター、福祉ホーム	30人未満	応急計画 (大規模地震特措法第7条) 対策計画 (南海トラフ特措法第7条)	知事 (福祉指導課)
障害者支援施設(障害の程度が重い者を入所させるもの)	10人未満		

※収容人員は、消防法施行規則第1条の3によるものであり、従業者数及び施設利用者数の合算により算定される。

※略称 大規模地震対策特別措置法 ⇒ 大規模地震特措法  
 地震防災応急計画 ⇒ 応急計画  
 南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法 ⇒ 南海トラフ特措法  
 南海トラフ地震防災対策計画 ⇒ 対策計画

※対策計画は、静岡県第4次地震被害想定津波浸水(レベル2重合わせ図)で、水深30cm以上の浸水が想定される区域に所在する施設が対象。